

生駒市規則第35号

生駒市空き家等の適正管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年6月24日

生駒市長 山下 真

生駒市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年3月生駒市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(情報提供)

第3条 条例第6条の規定による情報提供は、空き家等に関する情報提供書（様式第1号）を市長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(立入調査)

第4条 市長は、条例第7条第2項の規定による立入調査（以下「立入調査」という。）を行うときは、あらかじめ空き家等の所有者等に対して立入調査実施通知書（様式第2号）により立入調査を行う旨を通知するものとする。

2 市長は、空き家等の所有者等が判明しないときは、前項の規定による通知に代えて立入調査を行う旨を告示するものとする。

3 条例第7条第3項に規定する身分を示す証明書は、様式第3号による。

(勧告)

第5条 条例第9条第2項の規定による勧告は、空き家等改善勧告書（様式第4号）により行うものとする。

（命令）

第6条 条例第10条第1項の規定による命令は、空き家等改善措置命令書（様式第5号）により行うものとする。

（公表の方法）

第7条 条例第11条第1項の規定による公表は、市役所前の掲示場への掲示、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（意見陳述の機会の付与）

第8条 条例第11条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、口頭であることを市長が認めたときを除き、空き家等改善措置命令に係る公表に対する意見書（様式第6号）を提出させて行うものとする。

2 市長は、前項の意見書の提出期限（口頭により意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当の期間において、空き家等の所有者等に対し、意見陳述機会の付与通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（戒告）

第9条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第8号）により行うものとする。

（代執行令書）

第10条 行政代執行法第3条第2項の代執行令書は、様式第9号による。

（証票）

第11条 行政代執行法第4条の証票は、様式第10号による。

（空き家等適正管理委員会）

第12条 条例第15条第1項の生駒市空き家等適正管理委員会（以下「委員会

」という。)に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 8 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（施行の細目）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

年 月 日

生駒市長 様

情報提供者 住 所
氏 名
連絡先

空き家等に関する情報提供書

次のとおり、空き家等に関する情報を提供します。

空き家等の情報
(場所)
(いつから空き家になっていますか)
(空き家等の概要) 用途：専用住宅・併用住宅・店舗・事務所・その他（ ）・不明 構造：木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・その他（ ）・不明 階数：平屋・2階建・3階建・その他（ ）階建）・不明
(空き家等の状況等)

※ できるだけ詳しく空き家等の状態を記入してください。また、空き家等の位置がわかる地図等を添付するか、略図を空き家等の状況等の欄に記入してください。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

生駒市長



立入調査実施通知書

生駒市空き家等の適正管理に関する条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり空き家等の立入調査を実施するので、その旨通知します。

1 立入調査の対象となる空き家等の所在地

2 立入調査の日時 年 月 日午前・午後 時から

3 立入調査の趣旨及び内容

様式第3号（第4条関係）

		第		号	
		立 入 調 査 員 証			
写 真	所 属				
	職 名				
	氏 名				
		生年月日	年	月	日
上記の者は、生駒市空き家等の適正管理に関する条例第7条第2項に規定する立入調査をする職員であることを証明します。					
		年	月	日	
				生駒市長	印

(裏面に条例の抜粋を記載する。)

様

生駒市長



空き家等改善勧告書

あなた・御社が所有・管理している下記の空き家等について、生駒市空き家等の適正管理に関する条例第9条第2項の規定により、必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

1 空き家等の所在地

生駒市

2 空き家等の概要

3 必要な措置

4 履行期限

年 月 日

なお、必要な措置に着手したとき又は当該措置が完了したときは、遅滞なく連絡すること。

様

生駒市長



空き家等改善措置命令書

あなた・御社が所有・管理している下記の空き家等について、生駒市空き家等の適正管理に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、必要な措置を講ずるよう命令します。

なお、正当な理由なくこの命令に従わないときは、生駒市空き家等の適正管理に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、住所及び氏名（法人等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、命令の対象である空き家等の所在地、命令の内容その他市長が必要と認める事項を公表することがあります。

記

1 空き家等の所在地

生駒市

2 空き家等の概要

3 必要な措置

4 履行期限

年 月 日

なお、必要な措置に着手したとき又は当該措置が完了したときは、遅滞なく連絡すること。

（行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定による教示）

年 月 日

生駒市長 様

提出者 住 所

氏 名 ㊟

連絡先

（法人等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

空き家等改善措置命令に係る公表に対する意見書

生駒市空き家等の適正管理に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり意見を述べます。

<意見>

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 証拠書類を提出する場合は、添付すること。

様式第 7 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

生駒市長



意見陳述機会の付与通知書

生駒市空き家等の適正管理に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、空き家等改善措置命令に係る公表に対する意見書に意見を記載し、提出してください。

記

件 名	
予定される公表の内容	
公表の根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

第 号
年 月 日

様

生駒市長



戒 告 書

年 月 日付け 第 号をもってあなた・御社の所有・管理する下記の空き家等について、年 月 日までに必要な措置を講ずるよう命じましたが未だにその義務が履行されていません。

については、年 月 日までに必要な措置を講ずるよう行政代執行法第 3 条第 1 項の規定により戒告します。

なお、指定の期限までに義務を履行しない場合は、行政代執行法第 2 条の規定により代執行を実施し、その費用をあなた・御社から徴収します。また、代執行により、現場に所在する物件その他の資材について損害が生じても、その責任は一切負いませんので、念のため申し添えます。

記

- 1 空き家等の所在地
生駒市
- 2 空き家等の概要
- 3 必要な措置

（行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定による教示）

第 号
年 月 日

様

生駒市長



代 執 行 令 書

年 月 日付け 第 号をもってあなた・御社の所有・管理する空き家等について、必要な措置を講ずるよう戒告しましたが、指定した期限までにその義務が履行されていません。

ついては、下記により代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する費用は、行政代執行法第2条の規定によりあなた・御社から徴収します。また、執行後の補償は行いません。代執行により、現場に所在する物件その他の資材について損害が生じても、その責任は一切負いませんので、念のため申し添えます。

記

1 空き家等の所在地
生駒市

2 空き家等の概要

3 代執行を行う事項

4 代執行を行う日時

年 月 日 時から 年 月 日 時まで

5 代執行責任者

6 代執行費用の概算による見積額

円

（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による教示）

様式第10号（第11条関係）

代 執 行 責 任 者 証

氏 名

上記の者は、行政代執行法第2条の規定に基づいて下記により実施する代執行の執行責任者であることを証明します。

年 月 日

生駒市長



記

1 空き家等の所在地
生駒市

2 空き家等の概要

3 代執行を行う事項

4 代執行を行う日時

年 月 日 時から 年 月 日 時まで